

報告第7号

西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定の件

西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

○ 令和2年4月8日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則

(目的)

○ 第1条 この規則は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を踏まえ、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が講ずる措置について必要な事項を定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

○ 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

(2) 教育職員 学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。

(3) 所定の勤務時間 県費負担教育職員については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第12条に規定する休日及び同条例第13条第1項に規定する代休日（同項の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。）以外の日における同条例第10条に、市費負担教育職員については、西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号。以下「条例」という。）第6条に規定する休日（同条第1項ただし書の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。）及び西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年西宮市規則第29号）第5条に規定する代休以外の日における条例第2条及び第2条の2に規定する正規の勤務時間をいう。

(4) 在校等時間 指針第3(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理に努めるものとする。

(1) 1月につき45時間

(2) 当該年度につき360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行うことが必要な場合においては、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理に努めるものとする。

(1) 1月につき100時間未満

(2) 当該年度につき720時間

(3) 当該年度のうち1月につき45時間を超える月数が6月

(4) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間につき80時間

第4条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、文部科学大臣が定めた指針を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理を行うため。



## 西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する方針

### 第1 趣旨

「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（令和2年西宮市教育委員会規則第一号。以下、「規則」という。）に基づき、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

### 第2 在校等時間

#### （1）在校等時間に含むもの

- ア 在校している時間（学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ）に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出るまでの時間）
- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

#### （2）在校等時間に含まないもの

- ア 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- イ 休憩時間

### 第3 児童生徒等に係る通常予見すことのできない業務等

規則第3条第2項に規定する児童生徒等（児童、生徒及び園児をいう。以下同じ。）に係る通常予見することのできない業務とは、次のとおりとする。

#### （1）校園長（学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。）の命により行う、学校運営上の重大事案への対応業務

- ア 児童生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- イ 児童生徒等に対する緊急の補導業務
- ウ 重大な学校事故や、いじめや学級崩壊など、児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある事案への対応業務

#### （2）校園長の命により行う、非常災害時等における一時的又は突発的な緊急業務

非常災害時における児童生徒等の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務

#### （3）その他別途協議により規則第3条第2項に該当すると認められる業務

上記（1）及び（2）のほか、児童生徒等に係る通常予見すことのできない業務であって校園長等の判断で見込みが立てられる業務については、規則第3条第2項に規定する時間及び月数の範囲内とすることができます。

## 第4 本市の取組方針

### (1) 業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るための取組

本市では「夢はぐくむ教育のまち西宮」を教育推進の理念に掲げ、持続可能な教育の実現を目指すとともに、学校における業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るために、次の取組を推進する。

#### ア 学校における環境整備・改善の推進

業務の効率化により長時間勤務を縮減するため、校務支援システムをはじめとする各種システムの整備や拡充によるＩＣＴの推進、自動音声応答装置の設置など、引き続き学校における環境整備・改善を推進する。

また、教育職員の在校等時間を客観的に把握するシステムの導入に向けて開発を進め、勤務実態の正確な把握を行い、業務量の適切な管理について必要な措置を講ずる。

#### イ 教育委員会による学校業務の負担軽減・効率化の推進

教育委員会が学校に対して依頼する事務、出張及び行事等の業務について、不断の見直しを行い負担軽減・効率化に向けた業務改善を推進する。

#### ウ 学校への業務改善の支援

学校における業務改善を推進するため、業務改善アドバイザーによる研修会の実施や先進的な事例及び各校の効果的な取組について、積極的に情報提供を行い、教職員の意識の醸成を図るために、業務改善の支援を推進する。

#### エ 広報による取組の周知、理解の促進

教職員の勤務時間適正化を図るために、登校時刻の順守、「定時退勤日」・「ノーホームルーム」の設定及び自動音声案内の導入など、市政ニュースやＨＰ等を通じて保護者や地域住民へ周知し、理解促進に努める。

#### オ 「定時退勤日」等の完全実施の推進

「定時退勤日」や「ノーホームルーム」、「西宮市立中学校部活動方針」(平成31年4月策定)等に基づく「ノーホームルーム」の完全実施を求めるとともに、計画的に定時退勤日を設定し、タイムマネジメントを意識した仕事の進め方や周囲に気兼ねなく退勤できる風通しのよい学校づくりを推進する。

#### カ 年次休暇の取得促進や各種休暇制度等の周知、理解の促進

教職員の年次休暇の取得促進や各種休暇制度の周知、理解の促進を図り、各教職員が業務の見通しを立て計画的な休暇取得の取組を促進し、相互に補完し合うことで休暇を取得しやすい風通しのよい学校づくりを推進する。

### (2) 実態把握と取組促進

教育委員会は学校における勤務実態及び取組の実施状況を把握するとともに教職員の健康及び福祉の確保を図るために取組を促進する。

## 第5 学校における取組

業務の見直し・削減を図り、児童生徒等に必要な総合的な指導を持続的に行う

ことのできる体制づくりを進める。

#### (1) 業務量の適切な管理

##### ア 在校等時間の適正な管理等

管理職は、全ての教育職員に対して、校外において職務に従事している時間も含め、記録簿や今後導入を予定している管理システムを利用し在校等時間の記録を徹底する。

なお、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

##### イ 教職員の意識改革

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」等の完全実施に向けた校内体制の確立とともに、すべての教職員が参画し、主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

##### ウ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減

組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進、ＩＣＴを活用した校務・業務の効率化を図る。

##### エ 外部人材の積極的な活用の推進

教職員の長時間勤務の縮減を図るため、必ずしも教員が担う必要が無い業務について外部人材を有効に活用することにより、教職員の勤務時間の適正化を図る。

#### (2) 健康及び福祉の確保

##### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、働きやすい勤務環境を整備するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

##### イ 風通しのよい学校づくりの推進

ハラスマントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施などを通じて、相談しやすい雰囲気を醸成し、風通しのよい学校づくりを推進する。

##### ウ 健康管理の徹底

教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を受診させるとともに、労働安全衛生法によるストレスチェック制度の周知と全職員受信を徹底する。

また、在校等時間から所定の勤務時間を除した時間（いわゆる時間外勤務時間）が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を推奨する。

なお、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間の確保に努めること。

#### (3) 意識醸成を図るための取組

本方針が実効性のあるものとなるためには、教職員一人ひとりが本方針の趣旨を理解した上で、業務量の適切な管理に向けた取組を行うことが重要である

ことから、職場研修等を通じて本方針の趣旨・内容について周知徹底を図ること。

## 第6 留意すべき事項等

### (1) 労働法制の遵守

教育委員会及び校園長は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等<sup>\*1</sup>の規定を遵守すること。

### (2) 在校等時間の適正な認識

本方針は教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないことを留意するとともに、常に在校等時間の短時間化に取り組むように周知徹底すること。

なお、教育職員以外の職員（事務職員、技能労務職員等）については、労働基準法第36条の規定による労使協定（36協定）の限度時間が適用されることに留意すること。

### (3) 虚偽の記録等の禁止

管理職は、教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあつてはならないこと。

### (4) 業務の持ち帰り

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

## 第7 本方針の見直し

本方針は業務量の削減に関する取組の進捗状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

<sup>\*1</sup> 「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第34条（休憩時間）、第35条（休日）、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成6年条例第43号）、第4条（週休日及び勤務時間の割振り）、第6条（週休日の振替等）、第7条（休憩時間）、第12条（休日）、第13条（休日の代休日）、「西宮市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例」第2条の2（勤務を要しない日及び勤務時間の割り振り）、第3条（休憩時間）、第6条（休日）、「西宮市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例施行規則」第5条（代休）

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

## 趣　　旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

## 概　　要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

#### ※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

## 施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

# 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針【概要】

## ○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針を定めるもの。

## ○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園  
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

## ○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間在校等時間とする。

### <基本とする時間>

#### ○在校している時間

### <加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

### <除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

## ○上限時間

- ①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、  
1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内  
(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6ヶ月まで)

## ○教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。  
校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。  
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - ー 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - ー 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。 上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

## ○留意事項

### (1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

### (2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあつてはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。 上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

### (4) 都道府県等が講ずべき措置について

- ・都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 文部科学省の取組について

- ・文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。 また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

## ○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。